

議案第18号

鹿屋市工業開発等促進条例の一部改正について

鹿屋市工業開発等促進条例の一部を次のように改正する。

令和5年2月22日提出

鹿屋市長 中西 茂

鹿屋市工業開発等促進条例の一部を改正する条例

鹿屋市工業開発等促進条例（平成18年鹿屋市条例第148号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第1号中「第12条第3項の表の第1号」を「第12条第4項の表の第2号」に、「第45条第2項の表の第1号」を「第45条第3項の表の第2号」に改め、同項第2号中「第6条の3第15項」を「第6条の3第21項」に、「第28条の9第16項」を「第28条の9第22項」に改め、同条第2項中「第6条の3第12項第1号」を「第6条の3第14項第2号」に、「第28条の9第12項第1号」を「第28条の9第15項第2号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の鹿屋市工業開発等促進条例の規定は、令和4年4月1日から適用する。

（提案理由）

租税特別措置法及び租税特別措置法施行令の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行いたいので、本案を提出するものである。